

## 監理技術者兼務の取扱いについて

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける技術者配置の特例のうち、法第26条第3項第2号による専任特例（以下、「専任特例2号」という。）に関し、小山市の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

### 記

#### 1 専任特例2号の配置が可能となる工事

本市発注の工事で、総合評価方式を除く請負金額が9,000万円以上、3億円未満（建築工事は2億円未満）の工事とする。ただし、専任特例2号の配置ができない工事については、入札案件公告等に記載する。

#### 2 監理技術者補佐になり得る者の条件

次のすべてを満たす者を該当施工現場に専任で配置することとする。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号に求める技術検定種目と同じであること。
- (2) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、監理技術者補佐は一般競争入札においては、開札の前営業日、又は、指名競争入札については、指名の日において小山市技術者名簿への登録がされていること。

#### 3 専任特例2号を配置する場合の留意事項

- (1) 監理技術者が兼務する場合の体制について、次のすべてを満たしていることを条件とする。
  - ア 兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
  - イ 兼務が可能な工事数は2件までとする。
  - ウ 専任特例2号は施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の業務を適正に遂行しなければならない。
  - エ 専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
  - オ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
  - カ 兼任する他工事が、法第26条第3項第1号による専任特例（専任特例1号）を活用した工事でないこと。

(2) 専任特例2号は、現場代理人との兼務は認めない。

監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務を可能とする。

4 兼務する場合の提出書類について

(1) 一般競争入札

事後審査書類提出時

監理技術者兼務届出書

(2) 指名競争入札

契約書類提出時

監理技術者兼務届出書

5 施行日について

令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

(附則)

令和5年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

(附則)

公布の日から施行する。

# 監理技術者兼務届出書（専任特例2号）

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

以下の工事において、建設業法第26条第3項第2号による専任特例の規定により監理技術者を兼務したいので届け出ます。

監理技術者	
-------	--

上記の監理技術者は、以下の工事を兼務します。

1 工 事 名			
2 工 事 箇 所			
3 監理技術者補佐			
4 契 約 年 月 日	令和 年 月 日		
5 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
6 発 注 機 関		7 担 当 者	

1 工 事 名			
2 工 事 箇 所			
3 監理技術者補佐			
4 契 約 年 月 日	令和 年 月 日		
5 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
6 発 注 機 関		7 担 当 者	